



國立雲林科技大學與福井大學學術交流協議書

國立雲林科技大學與福井大學爲了促進學術交流，雙方以平等互利爲原則，同意建立學術交流關係，協議如下：

第一條 雙方爲實現以下各事項而努力。

- (1) 雙方相互派遣研究人員、學生及相關管理人員，進行教育培養及學術研究。
- (2) 雙方謀求推進共同研究與共同開發。
- (3) 雙方謀求學術交流與科研成果的發表。
- (4) 雙方盡力推進必要的圖書、視聽資料及其他資料的交流。
- (5) 雙方在協商、同意的基礎上，也可以進行其他交流活動。

第二條 兩大學在交流研究者、學生及相關管理人員時，必須遵守對方的出入境管理等相關的各種規則及兩大學的入學、服務等相關的各種規則。

第三條 在未經同意的情況下，其支出、交通費、住宿費及其他相關派遣費用，全部由派遣大學負擔。

第四條 爲了實施本協議，雙方設立實施委員會，在緊密協商的基礎上，決定具體實施方案。

第五條 此協定在必要的事項發生時，經雙方協商、取得同意後，可以修改。

第六條 欲終止此協議時，必須在九個月前提出預告，取得雙方同意後，可終止。

第七條 此協議從雙方代表簽字之日起生效。

此協議書同時用日文與中文作成，兩種文體具有同等效用。

2002 年 04 月 25 日

國立雲林科技大學校長
林聰明

福井大學校長
兒嶋眞平

林聰明

兒嶋眞平

福井大学と國立雲林科技大學との学術交流に関する合意書

福井大学と國立雲林科技大學は、学術交流を促進するために、双方が平等の原則に立って、ここに学術交流に関する次のことについて合意する。

第一条 双方は、次の各項に示す事項の実現のために努力する。

- (1) 互いに研究者、学生及び関係職員を派遣して、教育及び研究に従事する。
- (2) 互いに共同研究と共同開発を図る。
- (3) 互いに学術交流と科学研究成果の発表を図る。
- (4) 互いに可能な限り必要とする図書、視聴覚資料及びその他の資料の交流を図る。
- (5) 互いに協議し、同意を得た上で、その他の交流をも図る。

第二条 両大学は、研究者、学生及び関係職員の交流に際し、入国等に関する諸規則及び両大学の入学、服務等に関する諸規則を遵守する。

第三条 両大学は、特に同意がないときは、給与、渡航費、滞在費その他派遣に関する全ての費用は、派遣大学において負担するものとする。

第四条 この合意を実施するために、緊密な協議の上、具体的な実施案を定める。

第五条 この合意は、必要の生じたときには双方の協議と同意を得て改めることができる。

第六条 この合意を終結しようとするときは、必ず9か月前に予告し、双方の同意を得て終結することができる。

第七条 この合意は、双方の代表が署名した日から効力を生ずる。

この合意書は、日本語と中国語により作成し、それぞれ同等の効力を有するものとする。

2002年4月25日

福井大学

学長

児嶋真平

國立雲林科技大學

学長

林聰明

児嶋真平

林聰明